

告示第262号

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗に係る廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、公告する。

平成27年4月14日

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ユアーズ兼吉店
所在地 広島県尾道市向島町812番地33
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 1,581㎡
 - (2) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計 999㎡
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000㎡以下となる日
平成27年4月7日
- 4 変更した理由
土地及び建物の活用方法の見直しによる。